

特定非営利活動法人の設立・運営の要件

特定非営利活動促進法(NPO法)で定めている法人の設立・運営の要件について主要なものを整理しました。特に、NPO法人を設立する際のチェックリストとしてご利用ください。

| | 法人の要件 | 特定非営利活動促進法 | チェック欄 |
|----|--|-------------|-------|
| 1 | 法第2条別表の20項目のいずれかの活動を行うことを主たる目的としている | 第2条第1項 | |
| 2 | 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている | 第2条第1項 | |
| 3 | 営利を目的としていない | 第2条第2項第1号 | |
| 4 | 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでない | 第2条第2項第2号イ | |
| 5 | 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでない | 第2条第2項第2号ロ | |
| 6 | 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでない | 第2条第2項第2号ハ | |
| 7 | 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でない | 第12条第1項第3号 | |
| 8 | 特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わない | 第3条第1項 | |
| 9 | 特定の政党のために利用しない | 第3条第2項 | |
| 10 | 社員(総会で議決権を持つもの)が10人以上いる | 第12条第1項第4号 | |
| 11 | 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない | 第2条第2項第1号イ | |
| 12 | 役員は、理事が3人以上、監事が1人以上いる | 第15条 | |
| 13 | 役員は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など、法第20条に規定する欠格事由に該当していない | 第20条 | |
| 14 | 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下である | 第2条第2項第1号ロ | |
| 15 | その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行い、利益を生じたときは特定非営利活動に係る事業に充てること | 第5条第1項 | |
| 16 | 総会(社員の意思決定機関)を年1回以上開催する | 第14条の2 | |
| 17 | 理事又は監事はその定数の3分の1を超える者が欠けた場合、遅滞なく補充すること | 第22条 | |
| 18 | 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない | 第21条 | |
| 19 | 法第5条、法第27条に規定する会計の原則に従って会計を行うこと | 第5条 第27条 | |